

相続時精算課税に係る基礎控除の創設

相続時精算課税を選択した受贈者が、贈与者(特定贈与者)から令和6年1月1日以後に贈与により取得した財産の贈与税は、課税価格から基礎控除額110万円が控除されます。

また、特定贈与者の死亡に伴い相続税の課税価格に加算される上記財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額とされます。

**※ 相続時精算課税を選択した場合、その後、同じ贈与者からの贈与について
暦年課税へ変更することはできません。**

相続時精算課税制度とは

60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫(※1)が贈与を受けた場合に2,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。2,500万円を超える金額の贈与を受けた場合でも、2,500万円を超えた部分に対して一律20%の贈与税が課税されます。

一方、贈与者が亡くなり相続が開始した際には、贈与を受けた財産額は全て相続財産に加算され(持ち戻し)、相続税が課税されることになります。なお、既に納付した贈与税額がある場合には、相続税額から控除されます。

生前贈与に当たっての贈与税負担を軽減する一方で、相続時に過去の生前贈与分もまとめて課税がされるため、子や孫の世代へ早期に財産を移転したい場合には効果的といえます。

※1 相続時精算課税制度は、贈与者が贈与の年の1月1日において60歳以上であり、受贈者が同日において18歳以上で、かつ、贈与時において贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合に選択することができます。

※2 特定贈与者とは、相続時精算課税制度を選択した贈与者をいい、この制度を選択する場合は所定の届け出が必要です。特定受贈者とは相続時精算課税制度を選択した受贈者を言います。

※3 同一年中に、2人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。

《参考》暦年課税による生前贈与の加算対象期間の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した推定相続人(※)が、その相続開始前7年以内(改正前は3年以内)にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額(その財産のうち相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算することとされます。

※なお、推定相続人以外の者(代襲相続以外の孫や嫁、婿)への贈与は加算対象外となります。